

第14回 科学技術部会	資 料
平成15年 5月 9日	1-4

厚生労働科学研究費補助金の成果の評価

(平成14年度報告書イメージ案)

厚生科学審議会

科学技術部会

平成15年5月 日

1. はじめに

厚生労働科学研究費補助金は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的としている。独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題に関する研究について、競争的な研究環境の形成を行いつつ、厚生労働科学研究の振興を一層推進することとしている。

厚生労働省の科学技術政策においては、新たな知見を得ることに止まらず、科学技術や研究の成果を国民に還元するため、国民の需要を踏まえた応用を進めることが特に重要であることから、政府全体で科学技術システム改革が進められる中で、厚生労働省における研究やその成果の応用の推進方策について、検討を継続することが求められている。

一方、平成13年1月には、内閣府に総合科学技術会議が設置され、科学技術における基本的な政策や資源配分の方針などの重要事項について調査・検討が行われている。そして、平成13年3月には、平成17年度までの5カ年を計画期間とする「科学技術基本計画」が閣議決定され、厚生労働省と関わりの深いライフサイエンスをはじめとする4分野について、優先的に研究開発資源を配分すること等が定められている。

わが国の科学技術政策のうち、競争的研究資金制度は、創造的な研究開発活動の展開を促し、優れた成果を生み出すために重要であるが、資金の拡充が図られる中で一層効果的・効率的な実施が求められており、研究成果についても評価を行うことが求められている。

このような状況を踏まえ、厚生労働省の所管する競争的研究資金の中で代表的な競争的研究資金である厚生労働科学研究費の制度及び成果を概観し、課題採択や資金配分の結果が適切か、研究成果やその他の成果が十分に得られているか評価を行うこととした。

本研究成果の評価は、総合科学技術会議の競争的資金の有効性に関する評価

の基礎となるものである。

2. 評価目的

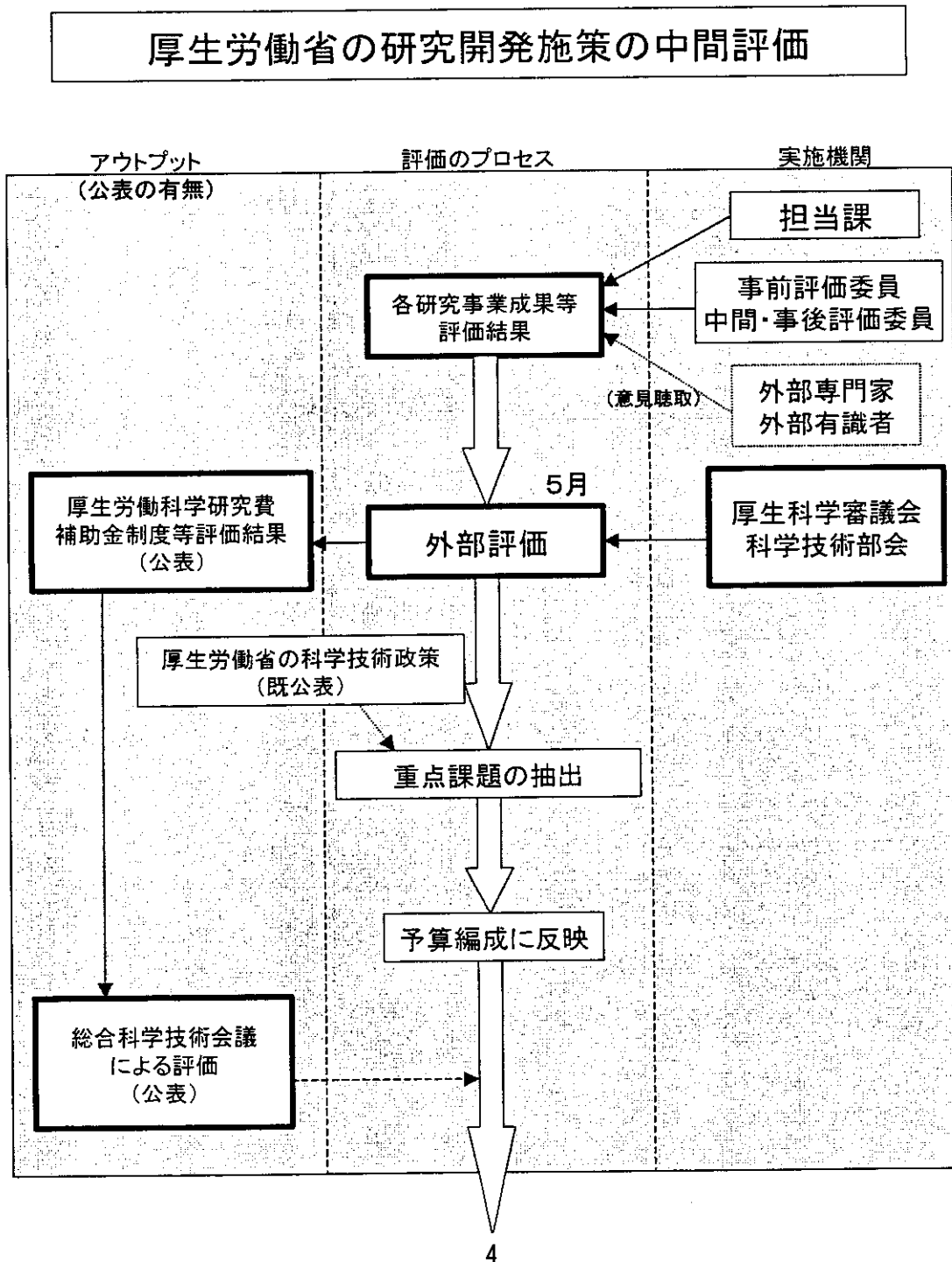
厚生科学審議会科学技術部会は、厚生労働科学研究費補助金について、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その効率化を図ることにより、一層優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することを目的とし、評価を実施する。

評価結果については、研究費等の研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発の一層効果的な実施を図るものである。

3. 評価方法

1) 評価プロセスの決定

平成15年2月27日、厚生科学審議会科学技術部会は、総合科学技術会議が行う評価の方法も踏まえ、以下の要領で厚生労働科学研究費の成果の評価を行うことを定めた。



2) 平成 14 年度終了課題等の成果の収集

平成 15 年 3 月～4 月、厚生労働科学研究費補助金の各研究事業を所管する厚生労働省関係部局は、大臣官房厚生科学課と調整の上、各研究事業の研究課題について成果を収集した。

平成 14 年度終了 321 課題、および、その他の研究 167 課題から具体的な回答を得た。（* 平成 14 年度終了課題がない研究事業等）

調査項目：

(1) 専門的・学術的観点

ア 研究目的の成果

イ 研究成果の学術的・国際的・社会的意義

(2) 行政的観点

・ 期待される厚生労働行政に対する貢献度等

(3) その他の社会的インパクトなど（予定を含む）

発表状況 原著論文（件）、その他論文（件）、口頭発表等（件）

特許の出願及び取得状況

(4) 研究の成果が分かるホームページの URL など

3) 各研究事業の概要

2) の成果の個票及びこれまでの事業の成果を基に、評価委員会委員等外部有識者の評価を踏まえ、以下の項目について「各研究事業の概要」を作成した。

①研究事業の目的

②課題採択・資金配分の全般的状況

③研究成果及びその他の効果

④事業の目的に対する達成度

⑤行政施策との関連性

⑥今後の課題

⑦研究事業の総合評価

4) 科学技術部会における評価

平成15年5月9日、厚生科学審議会科学技術部会において、「制度の目的や投入予算に照らして、課題採択や資金配分の結果が適切か、研究成果やその他の効果が十分に得られているか」について評価を行った。

なお、今回の評価を行うに当たっては、各研究事業の内容について、研究事業所管課評価を行う際の指針（下記参考）で示されている観点等を参考として実施した。

<参考>

「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」

（平成14年8月27日、厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）

第2編 研究開発施策の評価の実施方法

1. 評価体制

各研究事業等の所管課は、当該研究事業等の評価を行う。

2. 評価の観点

政策評価の観点も踏まえ、研究事業等の目標、制度、成果等について、必要性、効率性及び有効性の観点等から評価を行う。

研究事業等の特性に応じて柔軟に評価を行うことが望ましいが、「必要性」については、行政的意義（厚生労働省として実施する意義、緊急性等）、専門的・学術的意義（重要性、発展性等）、目的の妥当性等の観点から、「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から、また「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の養成等の観点から評価を行うことが重要である。

3. 評価結果

評価結果は、当該研究開発施策の見直しに反映させるとともに、各所管課において、研究事業等の見直し等への活用を図る。

4. 厚生労働科学研究費補助金の成果の評価について

1) 各研究事業について

2) 厚生労働科学研究費補助金全体について

- ・ 課題採択・資金配分について

- ・ 研究成果やその他の効果について